

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 2017 年度税制改正大綱（タックスヘイブン対策税制）

2016 年 12 月 8 日、政府与党により「2017 年度税制改正大綱」を決定しました。この大綱には、外国子会社合算課税（タックスヘイブン対策税制）の抜本的な改正案が盛り込まれました。

改正のポイント

1. 改正の概要

外国関係会社の判定が持分割合によるものに加えて、内国法人等と外国法人の間に、その外国法人のおおむね全部の残余財産を請求できる等の実質支配関係があることが、判定基礎に加わります。また、適用除外基準が経済活動基準と改められ、基準の一部が緩和されます。資産性所得も受動的所得として拡充されます。さらに、①ペーパーカンパニー、②受動的所得の割合が 30%を超える事実上のキャッシュボックス法人、③財務大臣が指定するブラックリスト掲載国所在法人等（以下「特定の法人」）については、経済活動基準を満たしているかどうかにかかわらず、原則として合算課税が行われます。

特定外国子会社等に該当するかどうかを判定するトリガー税率は形式的には廃止されますが、租税負担割合が 30%以上であれば、特定の法人に対する合算課税も行われません。

この改正は外国関係会社の 2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

2. 合算課税対象の判定

（現行法）

外国関係会社の 租税負担割合	区 分	合算課税
20%以上		合算課税なし
20%未満	適用除外基準のいずれかを満たさない	会社単位の合算課税
	適用除外基準の全てを満たす	資産性所得の合算課税

（改正案）

外国関係会社の 租税負担割合	区 分	合算課税
30%以上		合算課税なし
20%以上 かつ 30%未満	特定の法人に該当しない	合算課税なし
	特定の法人に該当する	会社単位の合算課税
20%未満	経済活動基準のいずれかを満たさない※	会社単位の合算課税
	経済活動基準の全てを満たす※	受動的所得の合算課税



Grant Thornton

An instinct for growth™

※ 現行法においても、適用除外基準を満たすことを明らかにする書類等の作成・保存が求められています（措法 66 の 6⑦）、改正後は、経済活動基準を満たすことを明らかにする書類等の提出を求められた場合に、提出期限までに提出等がないときは、経済活動基準を満たさないものと推定されます。

お見逃しなく！

受動的所得の合算課税においては、これまで資産性所得の合算課税の対象とされなかった、有価証券の貸付対価・譲渡損益（持分割合 25%以上のものは除く）、デリバティブ取引に係る損益（ヘッジ目的のものを除く）、外国為替差損益（事業に係る業務の通常過程で生じるものを除く）、有形固定資産の貸付対価、無形資産の使用料・譲渡損益（自己開発した無形資産に係るものは除く）等が、新たに合算課税の対象所得に加わることとなります。

また、受動的所得が 2,000 万円以下の場合には、合算課税の適用が免除されます。これは現行の資産性所得の合算免除基準の 1,000 万円以下を引き上げる措置です。